平成２６年（フ）第１５２号
相模原市南区磯部1359番地６　グランデュール202号
債務者　玉田　千夏
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１５９号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目13番４号　ニューハイツ宮崎201
債務者　篠原　和成
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１６０号
神奈川県座間市相武台１丁目21番８号
債務者　岩崎　和樹
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第９９号
静岡県富士市西柏原新田46番地、前住所静岡県富士市檜新田309番地
債務者　寺岡　壮昇
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３１４号
堺市北区百舌鳥西之町２丁151番地　カーサセピアⅡ105号
債務者　中山　るみ
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４０８号
堺市南区晴美台１丁29番14―302号
債務者　岩原　憲孝
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
北海道旭川市東光13条１丁目４番２号　ルミネ東光
債務者　工藤　丈夫
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４８４号
大阪市住吉区南住吉２丁目11番１―403号
債務者　弘石　英治
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５４１号
大阪市城東区関目５丁目12番７号　東和マンション25号
債務者　福島　　緑（旧姓田附）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５６９号
大阪市旭区大宮５丁目10番16―909号
債務者　横山　陽子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６１７号
大阪府東大阪市吉松１丁目13番20号
債務者　北林　眞紀
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６２８号
大阪市淀川区十八条３丁目３番13号　セレスティアル東三国４Ｄ号
債務者　古井　禎人
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２６年（フ）第５１号
大阪府大阪市中央区内淡路町２丁目４番７号
破産者　株式会社アド
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４７５号
名古屋市港区小碓１丁目418番地
破産者　合同会社八熊工業所
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８６号
群馬県高崎市新町1278番地３
破産者　株式会社関永工業
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１１６号
群馬県高崎市新町1448番地１
破産者　有限会社秋名書店
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１０８０５号
福井県鯖江市下河端町第47号26番地
破産者　エクセル株式会社
1　決定年月日　平成26年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部